

債権の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

債権の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第1条 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法第77条の2第1項若しくは第78条第1項若しくは第3項の規定に基づき知事が債務者から同法第63条の保護の実施機関の定める額、同法第70条第1号イに規定する保護費、同法第73条第3号に規定する就労自立給付金費若しくは同号に規定する<u>進学準備給付金費</u>の全部若しくは一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法第77条の2第1項若しくは第78条第1項若しくは第3項の規定に基づき知事が債務者から同法第63条の保護の実施機関の定める額、同法第70条第1号イに規定する保護費、同法第73条第3号に規定する就労自立給付金費若しくは同号に規定する<u>進学・就職準備給付金費</u>の全部若しくは一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則(昭和58年岩手県規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 別に定める様式による<u>進学準備給付金支給決定調査</u></p> <p><u>(進学準備給付金支給申請書)</u></p> <p>第20条 法第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金</u>(次条において「<u>進学準備給付金</u>」という。)の支給の申請は、</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 別に定める様式による<u>進学・就職準備給付金支給決定調査</u></p> <p><u>(進学・就職準備給付金支給申請書)</u></p> <p>第20条 法第55条の5第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>(次条において「<u>進学・就職準備給付金</u>」という。)の支</p>

別に定める様式による進学準備給付金支給申請書により行わなければならない。

(進学準備給付金支給決定通知書等)

第21条 局長は、法第55条の5第1項の規定に基づき進学準備給付金の支給を決定したとき、又は前条の申請を却下したときは、同条の申請をした者に対し、別に定める様式による進学準備給付金支給決定通知書又は進学準備給付金支給申請却下通知書により通知しなければならない。

給の申請は、別に定める様式による進学・就職準備給付金支給申請書により行わなければならない。

(進学・就職準備給付金支給決定通知書等)

第21条 局長は、法第55条の5第1項の規定に基づき進学・就職準備給付金の支給を決定したとき、又は前条の申請を却下したときは、同条の申請をした者に対し、別に定める様式による進学・就職準備給付金支給決定通知書又は進学・就職準備給付金支給申請却下通知書により通知しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第3条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）						別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）							
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター室の長					副局長	部長	センター室の長	
[略]						[略]							
42 生活保護法の施行に関する事務	[略]		[略]			[略]	42 生活保護法の施行に関する事務	[略]		[略]			[略]
	第55条の5第1項	進学準備給付金の支給	[略]					第55条の5第1項	進学・就職準備給付金の支給	[略]			
	[略]		[略]					[略]		[略]			
	[略]		[略]					[略]		[略]			
第78条第1項及び第3項	保護費並びに就労自立支援給付金	[略]			[略]	第78条第1項及び第3項	保護費並びに就労自立支援給付金	[略]			[略]		
	[略]		[略]				[略]		[略]				

	費及び 進学準 備給付 金費の 徴収				費及び 進学・ 就職準 備給付 金費の 徴収		
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の生活保護法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成し、提出し、又は交付する調書、申請書又は通知書について適用し、同日前に作成し、提出し、又は交付した調書、申請書又は通知書については、なお従前の例による。